

第2節

日米共同の抑止力・対処力の強化

わが国の防衛戦略と米国の国防戦略は、あらゆるアプローチと手段を統合させて、力による一方的な現状変更を起こさせないことを最優先とする点で軌を一にしている。

これを踏まえ、即応性・抗たん性を強化し、相手にコストを強要し、わが国への侵攻を抑止する観点から、それぞれの役割・任務・能力に関する議論をより深化させ、日米共同の統合的な抑止力をより一層強化していく。

具体的には、日米共同による宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦を円滑に実施するための協力及び相互運用性を高めるための取組を一層深化させる。あわせて、わが国の反撃能力については、情報収集を含め、日米共同でその能力をより効果的に発揮する協力態勢を構築する。さらに、今後、防空、対水上戦、対潜水艦戦、機雷戦、水陸両用作戦、空挺作戦、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング (ISRT)、アセットや施設の防護、Intelligence, Surveillance Reconnaissance and Targeting 後方支援などにおける連携の強化を図る。

また、わが国の防衛力の抜本的強化を踏まえた日米間の役割・任務分担を効果的に実現するため、日米共同計

画にかかる作業などを通じ、運用面における緊密な連携を確保する。加えて、より高度かつ実戦的な演習・訓練を通じて同盟の即応性や相互運用性をはじめとする対処力の向上を図っていく。

さらに、核抑止力を中心とした米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保するため、日米間の協議を閣僚レベルのものも含めて一層活発化・深化させる。

力による一方的な現状変更やその試み、さらには各種事態の生起を抑止するため、平素からの日米共同による取組として、共同FDOや共同ISRなどをさらに拡大・Flexible Deterrent Options Intelligence, Surveillance and Reconnaissance 深化させる。その際には、これを効果的に実現するため、同志国などの参画や自衛隊による米軍艦艇・航空機などの防護といった取組を積極的に実施する。

さらに、日米一体となった抑止力・対処力の強化の一環として、日頃から、双方の施設などの共同使用の増加、訓練を通じた日米の部隊の双方の施設への展開などを進めることとしている。

1 宇宙領域やサイバー領域などにおける協力

防衛戦略では、日米共同による宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦を円滑に実施するための協力及び相互運用性を高めるための取組を一層深化させることとされている。

特に、2023年1月の日米安全保障協議委員会(「2+2」)では、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、この攻撃が、日米安保条約第5条の発動につな

がることもあり得ることが確認された。

そのほか、安全保障分野でのAIの活用や多国間にまたがる課題などについて、情報交換などを実施している。

☐ 参照 1章4節4項(宇宙領域での対応)、1章4節5項(サイバー領域での対応)、1章4節6項(電磁波領域での対応)

2 統合防空ミサイル防衛

弾道ミサイル、巡航ミサイルや航空機など、わが国に向けて飛来する経空脅威への対応については、運用情報の共有や対処要領の整備に加え、日米共同統合防空・ミサイル防衛訓練などを実施することにより、日米共同対処能力を向上させている。また、累次にわたる北朝鮮による弾道ミサイルの発射の際には、同盟調整メカニズム

(ACM)も活用し、日米が連携して対処している。

Alliance Coordination Mechanism

なお、米国は2022年10月に発表したミサイル防衛見直し(MDR)において、わが国を含む同盟国との協力の重要性を明記している。

Missile Defense Review

☐ 参照 1章4節2項(ミサイル攻撃などへの対応)

3 共同訓練・演習

平素から日米共同訓練・演習を行うことは、戦術面などの相互理解や意思疎通といった相互運用性を向上させ、日米共同対処能力の維持・向上に大きく資するのみならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図るうえでも有益である。とりわけ、実戦経験豊富な米軍から習得できる知見や技術は極めて貴重であり、自衛隊の能力向上に大きく資するものである。

また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。これらの観点から、防衛省・自衛隊は、引き続き共同訓練の充実に努めている。

☐ 参照 IV部3章1節（訓練・演習に関する取組）、資料29（主な日米共同訓練の実績（2022年度））

4 情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動

共同の情報収集・警戒監視・偵察活動について、日米両国の活動の効率及び効果を高めるためには、広くアジア太平洋地域におけるISR活動を日米間で協力して実施していくことが重要である。

このような共同のISR活動の拡大は、抑止の機能を果たすとともに、他国に対する情報優越を確保し、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築することにつながる。

こうした取組の一環として、2022年11月、米軍無人機MQ-9の海自鹿屋航空基地への一時展開を開始した。また、MQ-9を含む日米の情報収集アセットが収集した情報を共同で分析するため、日米共同情報分析組織(BIAC)を横田基地に設置した。

Bilateral Information Analysis Cell

☐ 参照 解説（米軍無人機MQ-9の鹿屋航空基地への一時展開）



日米共同情報分析組織運用開始式典

5 後方支援

1996年に締結（1999年及び2004年に改正）した日米物品役務相互提供協定（ACSA）による後方支援でも、日米間の協力は着実に進展した。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としている。平時における共同訓練をはじめ、災害派遣活動、国際平和協力業務、国際緊急援助活動、武力攻撃事態といった様々な状況において、自衛隊と米軍との間で、その一方が物品や役務の提供を要請した場合には、もう一方は提供ができることが基本原則である¹。

2015年9月の平和安全法制の成立を受け、2016年9

月、新たな日米ACSAに署名し2017年4月に国会で承認され、発効した。これにより、平和安全法制により実施可能となった物品・役務の提供についても、これまでの日米ACSAのもとでの決済手続など同様の枠組みを適用することが可能となっており、同年4月以降情報収集活動などに従事する米軍に対し、食料や燃料を提供している。

☐ 参照 1章8節3項（その他の取組・活動など）、図表Ⅲ-2-2-1（日米物品役務相互提供協定（ACSA））

1 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務並びに弾薬である（武器の提供は含まれない）。

解説

米軍無人機MQ-9の鹿屋航空基地への一時展開

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、わが国周辺地域における情報収集態勢の強化は喫緊の課題となっています。このような中、日米同盟の情報収集能力を向上させる取組の一環として、2022年11月、米軍無人機MQ-9の海上自衛隊鹿屋航空基地（鹿児島県）への一時展開を開始しました。展開期間は1年間で、その間、8機のMQ-9と150～200名程度の米軍関係者が一時的に展開します。これは、周辺国によるわが国に対する挑発的な行動や、現状変更を試みる行動を防止・抑制する上でも非常に重要な取組です。また、MQ-9を含む日米の情報収集アセットが収集した情報を共同で分析するため、日米共同情報分析組織（BIAC）を設置しました。

このMQ-9の一時展開に関しては、地元住民の皆様への安全・安心を確保する観点から、2022年8月、鹿屋航空基地内に「九州防衛局鹿屋現地連絡所」を開設し、地元住民の皆様からの問い合わせへの対応や関係

自治体などとの連絡調整にあたっています。また、地元住民の皆様との親睦を深める取組として、米軍関係者と共に様々な交流イベントを企画・実施しており、今後も積極的に推進してまいります。



鹿屋航空基地に一時展開されたMQ-9

6 共同使用

施設・区域の共同使用の拡大は、演習場、港湾、飛行場など自衛隊の拠点の増加も意味し、日米共同の活動における、より緊密な運用調整、相互運用性の向上、柔軟性や抗たん性の向上が可能となる。特に沖縄における自衛隊施設は、空自那覇基地などに限られており、その大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖縄の在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄に所在する自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練・演習の実施や自衛隊と米軍間の相互運用性の向上を促進するものである。また、即応性を向上させ、災害時における県民の安全の確保に資することが可能となる。

このため、南西諸島を含め、地域における自衛隊の防衛態勢や地元との関係に留意しつつ、日米間で精力的に

協議を行っているほか、具体的な取組も進展している。例えば、2008年3月から陸自がキャンプ・ハンセンを訓練のために使用している。また、2012年4月の空自航空総隊司令部の横田移転や2013年3月の陸自中央即応集団司令部（当時）の座間移転なども行った。また、グアム及び北マリアナ諸島連邦（テニアン島及びパガン島）に、自衛隊及び米軍が共同使用する訓練場を整備することとしている。

また、十分な継戦能力の確保・維持を図るために必要な各種弾薬の取得にあたって火薬庫の確保は重要な課題であるところ、在日米軍の施設・区域である嘉手納弾薬庫地区内の火薬庫を自衛隊が追加的に共同使用することとし、具体的な調整が開始されている。

図表Ⅲ-2-2-1 日米物品役務相互提供協定（ACSA）

物品・役務の相互提供の意義

一般に、部隊が行動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常であるが、同盟国の部隊がともに活動している場合などに、現地において必要な物品・役務を相互に融通することができれば、部隊運用の弾力性・柔軟性を向上させることができる。

日米物品役務相互提供協定の適用対象

